

○沖縄県立看護大学大学院研究生規程

(平成29年12月20日研究科委員会決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学大学院学則（平成16年沖縄県規則第23号。以下「学則」という。）第42条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究生)

第2条 研究生は、指導教員の指導のもとに特定事項の研究に従事するものとする。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することができる者は、本研究科において特定の課題について研究することが適当であると認められ、かつ次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院博士前期課程（修士課程）を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 大学院博士後期課程（博士課程）を修了した者
- (3) 外国人については、前号に加えて出入国管理及び難民認定法において、本研究科での研究に支障のない資格（「留学」等）を有する者

(入学志願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に入学考査料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

2 研究生を志願する者で、職業を有する者は、所属長の承諾書を添付しなければならない。

(入学時期)

第5条 研究生の入学は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は、1個学期又は2個学期とする。ただし、学期の途中で入学を許可された者については、この限りでない。

2 研究期間は、研究科委員会の議を経て、延長又は短縮することができる。

(選考)

第7条 研究生の選考は、研究科委員会が行う。

(入学手続)

第8条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他必要書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第9条 学長は、前条の規定により入学手続きを完了した者に、研究生として入学を許可する。

(研究生証の交付)

第10条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに写真2葉を提出し、研究生証の交付を受けなければならない。

(指定授業科目及び単位)

第11条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合は、指定する授業科目を受講しなければならない。

2 履修の手続きをおこない成績が認められた者には、単位を認めることができる。

(研究主題等の提出)

第12条 研究生は、入学後速やかに研究主題及び研究計画を指導教員に提出しなければならない。

2 研究生は、指導教員の指示に従い、レポート又は論文を提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第13条 学長は、研究活動報告書を提出した者に、研究科委員会の議を経て研究証明書を交付することができる。

(入学考査料等の額)

第14条 研究生の入学考査料、入学料及び聴講料の額は、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号。以下「条例」という。）第2条に定める額とする。

2 研究生の研究又は実験等に要する経費は、別に負担させることができる。

(聴講料の納付)

第15条 研究生の聴講料は、条例第8条第1項の定めるところにより納付しなければならない。

(入学考査料等の不還付)

第16条 既納の入学考査料、入学料及び聴講料は、還付しない。

(学則等の準用)

第17条 研究生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、学則及び学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。